

審 査 基 準

平成12年 3月31日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第8条第2項(第4条第2項の規定による届出の場合に限る。)
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法第4条第2項(営業内容の変更の届出) 質屋営業法施行規則第1条(申請及び届出の一般的手続) 同第12条(許可証の書換えの申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日以内
申 請 先 : 申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課(係)
問 い 合 わ せ 先 : 同 上
備 考 :